

第1 監査の対象

玉川保育園、坂下北保育園、上八田保育園、小野保育園、貴船保育園、瑞穂保育園

第2 監査の期間

令和4年5月13日から令和4年7月6日まで

第3 監査の方法

監査に当たっては、保育園の施設、遊具等の維持管理を始め安全確保、財産管理等について、春日井市監査基準に準拠し、関係書類の調査、関係職員からの説明の聴取及び現地調査を行った。

なお、監査は主な着眼点を次のとおり設定し、対象となる事項について調査を行った。

1 保育園の施設、遊具等の維持管理

- (1) 施設、遊具等の破損や老朽箇所はないか。
- (2) 施設等の清掃、除草、せん定は適切に行われているか。
- (3) 調理室、トイレ、水飲み場等の衛生管理は適切に行われているか。

2 保育園における安全確保

- (1) 施設、遊具等の点検は適切に行われているか。
- (2) 避難・消火訓練等が実施されているか。
- (3) 施設等は園児、障がい児等への配慮がされているか。
- (4) 施設は防犯上の配慮がされているか。

3 保育園の財産管理等

- (1) 建物等の維持管理台帳の作成、管理は適正に行われているか。
- (2) 施設の整備は計画的に行われているか。
- (3) 庶務事務は適正に行われているか。

第4 監査の結果

玉川保育園始め6保育園について調査を行った結果、保育園の施設、遊具等の維持管理を始め安全確保、財産管理等については、おおむね適切に行われていると認めた。

しかし、一部の保育園において次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のものは注意事項と区分した。

1 注意事項

(1) 保育園の財産管理等

ア 備品管理の事務手続及び備品台帳の整備が適切でなかったもの

次の2件について、備品に係る事務手続等に不備が見受けられたため、春日井市財産管理規則に基づき適正な事務処理をされたい。

(ア) 備品出納簿への記録がなされていないものがあった。

(玉川保育園、坂下北保育園、貴船保育園、瑞穂保育園)

(イ) 軽っ子お散歩カーについて、備品台帳に登載がなされていなかった。

(玉川保育園)